

Newsletter

NO.2111 2021.11.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランチ)最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け[発行日] (電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期

目次

■ 中国知的財産権の最新動向

・9つの方面で知的産権の司法保護を強化

最高人民法院

・民事訴訟法(改正草案)の意見募集 開始

・独占禁止法(改正草案)の意見募集 開始

・2021 年上半期の取り締まり

54.5 万件の専利非正常出願の通知

2.07 万件の悪意の商標出願を却下

・OPPO が SHARP に全面勝訴

・南微医学技術公司

Boston Scientific と和解、特許ライセンス

海外展開の加速に期待

・Alipay : 「プライバシー保護」に関する複数特許を取得



◇中国における専利権の維持率編



◇中国語読解ゼミ

毎月 第2・第4 木曜日 19:15~(日本時間)

■ 弊所からのお知らせ

・中国の PPH 申請

中国知的財産権の最新動向

I 最高人民法院 : 9つの方面で知的産権の司法保護を強化

10月29日午前、最高人民法院が発表会を開催し、「最高人民法院による新時代の知的財産権裁判を強化し、知的財産権強国の建設のために強力な司法サービスと保障の提供に関する意見」を発表した。

この「意見」では、9つの方面をめぐって、知的財産権の司法保護を強化する徹底的な実施措置を提出している。

その9つの方面には、科学技術の革新の成果、著作権と関連する権利、商業の標識、新興の分野の知的財産権、農業分野の科学技術の成果、漢方医薬の知的財産権、商業秘密、独占禁止と反不正競争、科学技術の革新の主体の合法的な権益などが含まれている。

(出所：最高人民法院)

I 民事訴訟法(改正草案)の意見募集 開始

〔改正の背景〕

民事訴訟法は、国家の基本法律であり、民事訴訟手続を規範化する基本的な規則でもある。わが国の現行の民事訴訟法は、1991年の第7回全国人民代表大会の第4回会議で採択されたものである。

2007年の第10回全国人民代表大会常務委員会の第30回会議では、民事訴訟法の裁判監督手続と執行手続の一部の規定が修正された。

全体的に見ると、民事訴訟法の規定の基本原則は正しく、条文の規定は基本的に実行可能なものである。また、人民裁判所が法に基づいて民事事件を審理することの保証、当事者の合法的権益の保護、社会の調和・安定の維持に対して重要な役割を果たしてきた。

しかし、経済社会の急速な発展に伴い、民事事件の件数が増え続け、新たなタイプの事件が次々と生じ、民事訴訟法の規定の一部は、すでに人民大衆の司法要求に完全に適応できなくなっており、さらに改善する必要がある。

Newsletter

NO.2111 2021.11.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランテ)最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け【発行日】(電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期

〔改正の趣旨〕

第 1 に、中国の特色のある社会主義法治の理念を持ち、民事訴訟法の実施経験を精緻に総括し、実践における新たな状況及び新たな問題に対して、当事者の訴訟権利をさらに保障し、司法の公正を維持すること。

第 2 に、民事訴訟の基本原則を遵守し、司法リソースを科学的に配置し、訴訟の効率を向上させること。

第 3 に、民事訴訟に対する法律監督を強化し、法律の正確な実施を保障すること。

第 4 に、民事紛争を効果的に解決し、社会の調和・安定の促進を重視すること。

第 5 に、認識が一致しておらず、まだ把握しきれていない問題については、しばらく規定の作成を見合わせる

こと。
最高人民法院、最高人民検察院などと繰り返し研究し、全国人民代表大会の代表、企業、弁護士、専門家の意見を聞き、さらに一部の地方人民代表大会常務委員会に意見を求め、十分に論証し、基本的な共通認識を得た上で、民事訴訟法の一部を改正し、民事訴訟法の修正案を作り上げた。

(出所：最高人民法院)

I 独占禁止法(改正草案)の意見募集 開始

〔改正の背景〕

現行の「中華人民共和国独占禁止法」は、2007 年 8 月 30 日の第 10 回全国人民代表大会常務委員会の第 29 回会議において採択され、2008 年 8 月 1 日から施行され、13 年にわたり実施されている。

2018 年から国務院の独占禁止委員会は、「独占禁止法」の改正作業を作業計画に組み入れ、改正草案を作成した。

市場監督管理総局は、「経営者集中審査暫定規定」などの規定を制定し、「プラットフォーム経済分野に関する独占禁止マニュアル」、「経営者独占禁止マニュアル」など 6 つの指針を発表し、競争法律制度体系の整備に力を入れている。

2021 年 10 月 19 日、第 13 回全国人民代表大会常務委員会の第 31 回会議では、国務院が求める独占禁止法改正案の審議についての議案を審議した。

〔改正の趣旨〕

今回の独占禁止法の改正は、規範と発展をともに重視し、独占禁止法の実施における突出した問題に対して、独占禁止関連制度をさらに充実させ、独占禁止行為に対する処罰力を強め、独占禁止の強化と資本の無秩序拡張防止のために、より明確な法律的根拠とより強力な制度保障を提供する。

(出所：鳳凰財經)

I 2021 年上半年 54.5 万件の専利非正常出願の通知、2.07 万件の悪意の商標出願を却下

10 月 22 日、中央紀律委員会の国家監察委員会の web site において、知的財産権分野の「放/管/服」の改革に関する動画 (5:23、中国語字幕付き) を発表した。

この動画によると国家知識産権局は、方式審査段階において、悪意のある商標出願 2.07 万件を却下するとともに、計 54.5 万件の専利非正常出願の通知を発行した。

(出所：知識産権進行時)

I OPPO が SHARP に全面勝訴

集微網の報道によると、10 月 8 日、OPPO の公式サイトにおいて、SHARP との特許クロスライセンス協議と提携に合意したことが発表された。当該協議は、双方の端末製品が通信技術標準を実施するために必要なグローバ

Newsletter

NO.2111 2021.11.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランテ)最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け【発行日】(電子版・紙媒体)
Newsletter:毎月10日
News Flash:不定期

ル特許ライセンスをカバーしている。同時に、双方の2020年以降の複数の国及び地域における特許訴訟と紛争が終結することになる。

昨年以降、SHARPとOPPOは、新たな特許ライセンスに関する交渉の段階において、グローバルレベルの特許紛争が生じていた。この和解が発表される前に、双方の勝負の行方がほぼ明らかになっていた。

集微網によると、先に手を出したSHARPの訴訟は、世界各国ですべて失敗に終わった。OPPOは訴訟で全面的に勝利したと言える。

今年7月末、中国台湾地区の裁判所は、SHARPのすべての訴訟請求を却下し、SHARPが訴訟費用を全額負担するよう命じた。その頃、集微網は、SHARPがOPPOと和解を図る可能性が高いと予測していた。

SHARPとOPPOの特許訴訟の行方が明らかになったことで、双方は特許交渉のテーブルでようやく合意したようである。

OPPOにとって、これは、数ヶ月という短い期間において獲得した一つの勝訴・和解である。

OPPOは、これまでに相次いでSisvel、ZTE、NTTドコモ社などと特許分野での和解や協力をを行い、HUAWEIとも提携する意向を示している。

OPPOは、意識的に紛争を減らししており、「団結できるすべての力」でノキアに対抗しているという。

(出所:集微網)

■ 南微医学技術公司：Boston Scientificと訴訟の和解と特許ライセンスを達成 海外展開の加速に期待

10月20日、南微医学技術公司は、これに対して止血挟み製品に係るBoston Scientificとの侵害訴訟が和解に達し、さらに5年間の特許ライセンスを取得したと発表した。Boston Scientificは、ライセンス期間内において止血挟み製品の製造、販売などの行為に対して訴訟を提起しない。

Boston Scientificは、2018年11月以来、米国とドイツで何度も南微医学技術公司に対して止血挟み製品に対して侵害訴訟を提起した。

今回の和解は、世界的な範囲で達成されたものであり、これまでに生じていた賠償、販売禁止などの不確実性リスクを解決したことにより、南微医学技術公司は、今後、経営発展と研究開発の革新にさらに力を入れることができる。

5年の特許ライセンスの取得は、南微医学技術公司のSureClip、LOCKADOなどの既存の製品が海外市場で製品の優位性を発揮し、海外市場でのシェアを拡大し続けることに有利である。

(その特許ライセンス料:240万ドル/年、南微医学技術公司の2020年の監査営業収入の1.17%、監査純利益の5.93%を占めている)

南微医学技術公司は、今回の訴訟の和解と特許ライセンスが会社の長期経営発展にプラスの役割を果たし、止血挟み製品の海外市場における販売が加速する可能性があると考えている。

(出所:証券日報、百科君のIP雑談)

■ Alipay「プライバシー保護」に関する複数の特許を取得

10月1日、Alipayは、次の3件のプライバシー保護に関する特許を取得した。

①CN112613076 B

発明名称:プライバシーを保護するためのマルチメディアデータ処理の方法、装置及びシステム

要約書:マルチメディアデータ処理シーンにおいて、モデル保有者がデータ保持者のプライバシーデータを保持しないことを確保しなくても、依然として予測結果を得ることができる

Newsletter

NO.2111 2021.11.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍專利東京事務所(東京プランチ)最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け【発行日】(電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期

②CN112597540 B

発明名称: プライバシー保護に基づく多重線形検出方法、装置及びシステム

要約書: 複数のメンバ装置に適用され、各メンバ装置がローカルの特徴データのデータ解析検出を有している。

③CN111400754 B

発明名称: ユーザのプライバシーを保護するためのユーザー分類システムの構築方法及び装置

要約書: 元の敏感データを含む元のユーザーデータの差動プライバシー特徴エンコーダに用いて、一連のトレーニングにより最終的な特徴エンコーダとユーザー分類器をユーザー分類システムとして構築することができる。

また、今年9月、Alipayは、「ブロックチェーンに基づくプライバシー保護方法、装置及び電子機器」、「プライバシー保護アルゴリズムの検証方法、装置及び電子機器」、「マルチメディアデータのプライバシーを保護するための共同モデリング方法及び装置」の3つの特許さらに取得した。

(出所: 為知塾)

Newsletter

NO.2111 2021.11.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランテ)最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け[発行日] (電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期

I 中国における専利権の維持率編 (データの出所:Patsnap データ取得日:2021.11.8)

中国の発明、実用新案、意匠の専利権の維持率を、出願年度を基準として、中国、日本、米国、ドイツ、韓国、その他の国に分けて各権利者について調べました。

以下、各権利の国別比較、各国の権利別比較について紹介します。

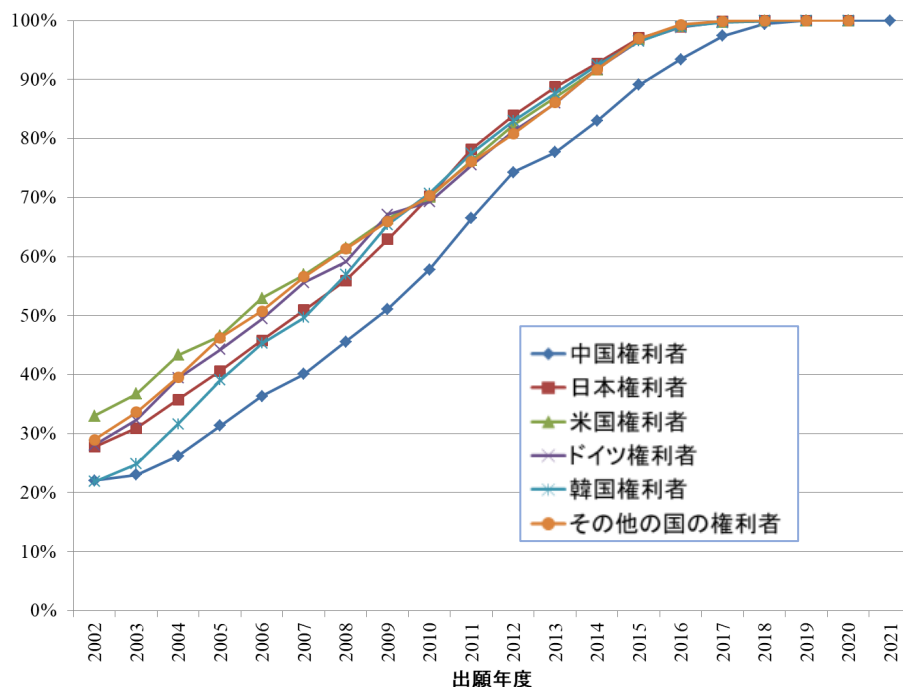
専利権の維持率は、2021.11.8 時点を基準に、次の式で計算しました。

式： $\text{存続している権利数} / (\text{存続している権利数} + \text{年金未納で失効している権利数})$

なお、国家知識産権局による 2018 年 6 月 15 日の公告 (第 272 号) が出され、《専利費用徴収減額弁法》(財税 [2016] 78 号) における減額の期限である「登録年から 6 年」が、「登録年から 10 年」にまで拡大され、権利を維持しやすくなっている。

(1) 各権利の国別比較

① 発明の専利権



- ◆ 全出願人共通 : 1年で権利維持率がおおよそ5%ダウン (傾きは、ほぼ同じ)
出願日から第11年目のダウンが最も大きい (日本出願人は8%)
- ◆ 中国出願人 : 出願日から3年で年金未納が発生開始
- ◆ 非中国出願人 : 出願日から6年で年金未納が発生開始

Newsletter

NO.2111 2021.11.10

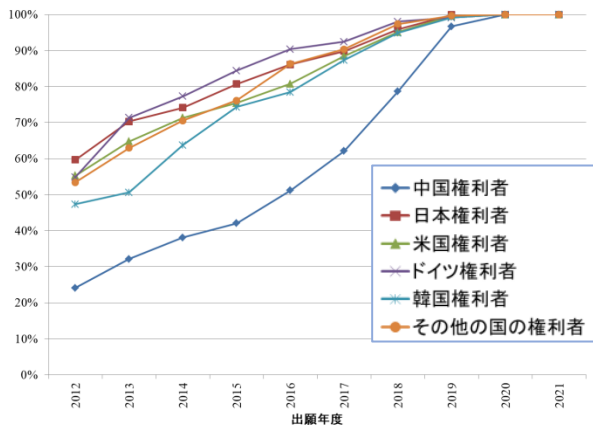
発行者: 北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランテ)

最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け

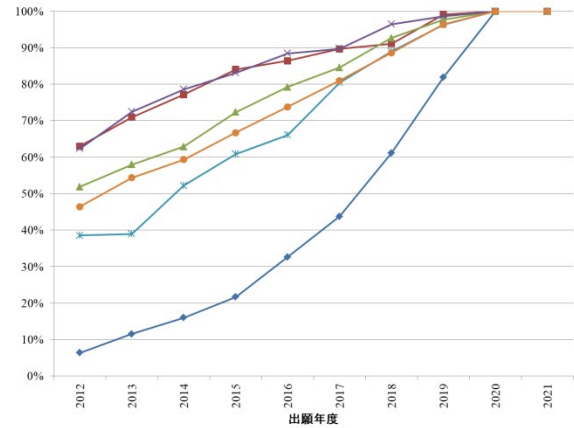
[発行日] (電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期



② 実用新案の専利権



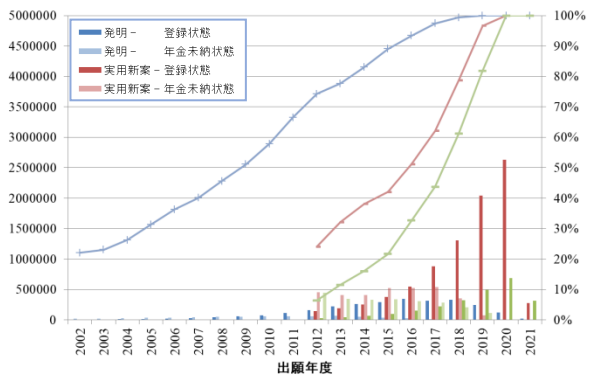
③ 意匠の専利権



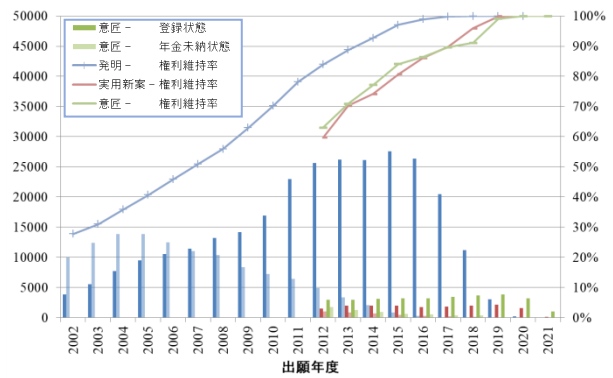
◆ 実用新案・意匠の権利維持率：日本、ドイツの権利者が最も高く、中国、韓国の権利者が低い。

(2) 各国の権利別比較

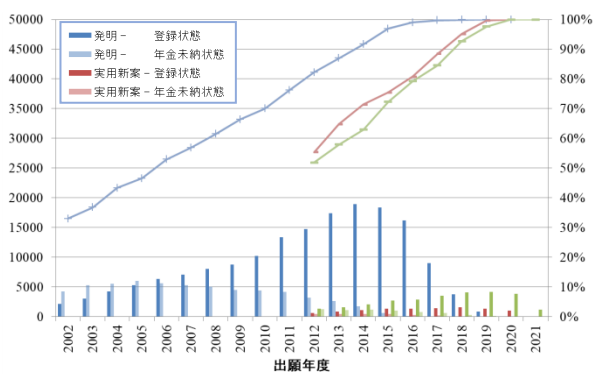
② 中国権利者



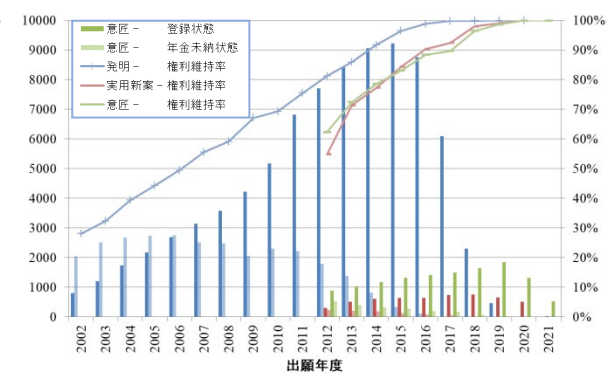
③ 日本権利者



② 米国権利者



③ ドイツ権利者



Newsletter

NO.2111 2021.11.10

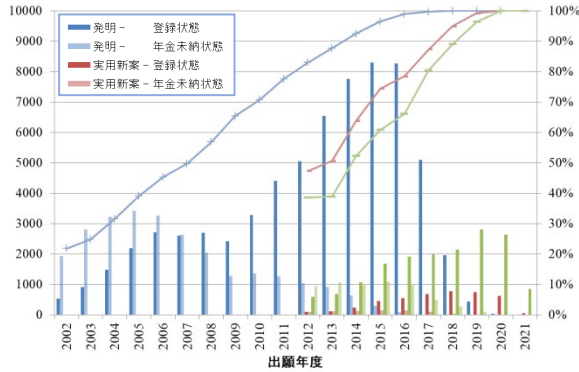
発行者: 北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍專利東京事務所(東京プランテ)

最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け

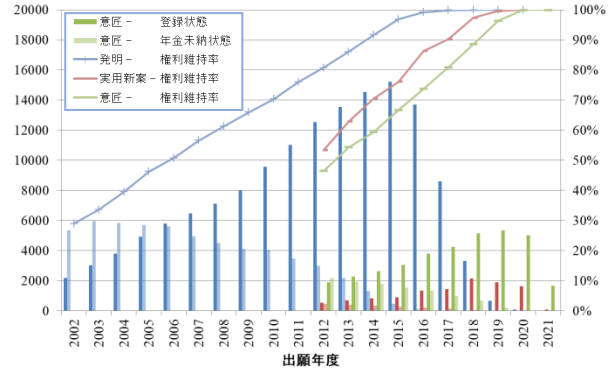
【発行日】(電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期



②韓国権利者



③その他の国権利者



- ◆日本、米国、ドイツ : 実用新案、意匠の権利維持率がほぼ同じ
- ◆中国、韓国、その他の国 : 実用新案、意匠の権利維持率に差がある (実用新案 > 意匠)

(3)まとめ

中国権利者の発明の権利維持率が、思ったよりも外国権利者と大きな差が無いという印象がある。

日本を含む外国の権利者について、出願日が 10 年前の発明の権利は 80%ほどが維持されており、発明の権利の大半が権利期間 10 年以上を必要としていると理解でき、このことは、権利期間が出願から 10 年である実用新案の外国出願人による活用が進まない一つの原因である可能性がある。



中国語読解ゼミ

◇毎週木曜日 日本時間 19 時 15 分～20 時 30 分

ふるってご参加ください。ゼミのお申し込みをお待ちしております。

紹介サイト: [http://www.dragonip.co.jp/sub31\(seminar\).html](http://www.dragonip.co.jp/sub31(seminar).html)

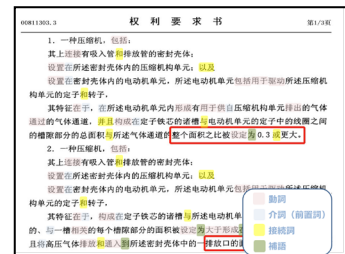
弊所からのお知らせ

中国の PPH 申請に関する紹介動画 (6:03) をアップしました。

よろしければご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=MNKynOmjJjY>

ご意見、ご要望、ご質問などがございましたら、忌憚なくご連絡をいただければ幸いです。



担当: 市場本部 手続 G リーダ 任向然

電話番号: 0086-10-82252547 Email: jpddepartment@dragonip.com